

函館市介護老人保健施設整備審査会設置要綱

(設置)

第1条 介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）整備に係る開設者選定にあたって、適正かつ公平な審査を行うため、函館市介護老人保健施設整備審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 老健施設開設法人の選定に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(審査基準)

第3条 審査会の審査は、次に掲げる事項を基準として行うものとする。

- (1) 関係法令および厚生労働省通知等
- (2) 各種計画等に基づく施設整備計画
- (3) 老健施設の地域的配置の状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

(組織)

第4条 審査会は、別表に掲げる委員をもって組織する。ただし、必要に応じて、学識経験者などの識見を有する外部の者を委員に加えることができる。

- 2 審査会に会長を置く。
- 3 会長は、保健所担当副市長をもって充てる。

(会長の職務)

第5条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 委員がやむを得ない理由により審査会に出席できないときは、委員の指名する者が代わりに出席することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、保健所医務薬事課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月1日から施行する。

別表

副市長（保健所担当），企画部長，財務部長，福祉部長， 都市建設部長，保健所長

別紙 評価基準

項 目	配 点
1 事業は、市の計画に位置付けられているか ・市の高齢者福祉計画等に位置付けられているか	30
2 事業は、どの程度必要性があると考えられるか ①利用者、地域住民等からの整備要望が大きいか ②施設整備により高齢者施策の推進上、大きな効果が見込まれるか	30
3-1 事業者は、適格であり、熱意があると考えられるか（医療法人以外の法人） ①指導監査では適正との評価を得ているか（過去3年間全てC評価） ②指導監査では概ね適正との評価を得ているか（過去3年間にB評価あり） ③介護保険事業に対する意欲、熱意はあるか	30
3-2 事業者は、適格であり、熱意があると考えられるか（医療法人） ①立入検査では指摘事項がなく適正である（過去3年間） ②立入検査では軽微な指摘事項はあるが概ね適正である（過去3年間） ③介護保険事業に対する意欲、熱意はあるか	30
4 職員配置など管理体制は万全と考えられるか ①管理責任者および管理体制は明確になっているか ②施設職員に適した職員が配置される予定となっているか ③職員の資質向上に努めることが予定されているか	30
5 事業が長期にわたって安定的に運営されていくと見込まれるか ①事業収支計画の内容は適正か ②安定した管理体制を提供できる財政基盤が構築されているか ③制度変更等のリスクに対して備えがあるか	30
6 敷地の確保や事業資金の調達は確実か ①土地等は権利者から確実に取得できる見込みか ②地域住民からの合意は確実に得られる見込みか ③借入金の資金調達は確実に得られる見込みか	30
7 計画地の位置は妥当か ①事業計画地は都市計画と整合しているか ②利用者等の交通利便性に支障となる場所ではないか ③道路、上下水道の整備などの大きな公共負担を生じる恐れはないか	30
8 施設の効率性、機能性等の向上が図られているか。適正なバリアフリーの施設となっているか ①効率的なレイアウトにより事業費の節減が図られているか ②効率的運営、効率化の取り組みを図っているか ③機能性、経済性および環境配慮の面で、特に優れていると認められる整備が施設に導入されているか ④福祉のまちづくり条例や関係法令に適合したバリアフリーとなっているか	30
9 事業運営において、先導的で特に優れた事業の実施が予定されているか ①地域の根拠的施設として各施設交流、他地域交流等の事業が予定されているか ②地域住民との交流促進事業は予定されているか ③優れた人材育成の事業は予定されているか	30
10 経済・雇用効果、緊急時対応および個人情報保護の措置について ①初期投資、新規雇用者の効果が大きいか ②災害・事故に対応するための体制整備、訓練等を行っているか ③個人情報保護に関する規定を整備しているか	30
○ その他不当な行為等について ・事業者が不当または不適正な行為を行っていることが判明したか	△ 30
計	300

- ◎ 5段階の評価とし、総得点（300点満点）により評価する。
 A：優秀である（配点×1.0） B：満足である（配点×0.8） C：平均的である（配点×0.5）
 D：物足りない（配点×0.2） E：劣っている（配点×0）

- ◎ 事業予定者が、医療法人以外の法人の場合は3-1を、医療法人の場合は3-2を選択するものとする。